芦屋市

●事前照会の方法

照会方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。　窓口　芦屋市役所都市建設部建築指導課
事前照会等に必要な書類	① 建設予定地に関する調査依頼書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ② 建設予定地に関する調査書の送付について（FAX送信表）　×　1 部
行政からの回答方法	■ ①②③ERIへFAXで届く　■ ④は申請者（代理者）が行政の窓口で受取り
行政からの回答書類	① 建設予定地に関する調査書の送付について（FAX送信表）　※ERIへ届く　×　1 部 ② 建設予定地に関する調査依頼書の写し　※ERIへ届く　×　1 部 ③ 建設予定地に関する調査書（様式第2号）　※ERIへ届く　×　1 部 ④ 建設予定地に関する調査書（様式第3号）　※申請者（代理者）が行政で受取り　×　1 部
備考	※ 令和2年3月31日受付分までは③+添付図面が郵送でERIに届きます。

尼崎市

●事前照会の方法

照会方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。　窓口　尼崎市役所都市計画部開発指導課
事前照会等に必要な書類	① 建設予定地に関する調査依頼書　（※太枠内は申請者が記載）×　1 部 ※①への添付図書 ・付近見取図・配置図 ② 建設予定地に関する調査書　（※記載不要＝行政が記載の上返送される）×　1 部 ※②への添付図書 ・付近見取図・配置図 ③ 返信用封筒 （ERI申請先支店宛） ※切手を貼ったもの　×　1 部
行政からの回答方法	■ ②がERIへ郵送で届く
行政からの回答書類	② の建設予定地に関する調査書＋添付図書　×　1 部
備考	

兵庫県
川辺郡猪名川町

兵庫県
川辺郡猪名川町

●事前照会の方法

照会方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。　窓口　猪名川町役場まちづくり部都市政策課
事前照会等に必要な書類	① 建設予定地に関する調査依頼書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ※①への添付図書 ・付近見取・配置・平面・立面 ② 建設予定地に関する調査書　（※記載不要＝行政が記載の上返送される　×　1 部 ※②への添付図書 ・付近見取・配置・平面・立面 ③ 建設予定地に関する調査発行通知書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ④ 返信用封筒 （ERI申請先支店宛） ※切手を貼ったもの　×　1 部 ⑤ 返信用封筒 （申請者用又は代理者宛） ※切手を貼ったもの　×　1 部
行政からの回答方法	■ ②がERIへ郵送で届く ■ ③が申請者又は代理者へ郵送で届く
行政からの回答書類	② の建設予定地に関する調査書＋添付図書※ERIへ届く　×　1 部 ③ の建設予定地に関する調査書発行通知書※申請者又は代理者へ届く　×　1 部
備考	

川西市

●事前照会の方法

照会方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。 窓口 川西市役所都市政策部建築指導課
事前照会等に必要な書類	① 建設予定地に関する調査依頼書 （※太枠内は申請者が記載） × 1 部 ※①への添付図書 ・付近見取図・配置図 ・立面図 ② 建設予定地に関する調査書 （※記載不要＝行政が記載の上返送される）× 1 部 ※②への添付図書 ・付近見取図・配置図 ・立面図 ③ 建設予定地に関する調査書発行通知書 （※太枠内は申請者が記載） × 1 部 ④ 返信用封筒 （ERI申請先支店宛） ※切手を貼ったもの × 1 部 ⑤ 返信用封筒 （申請者用又は代理者宛） ※切手を貼ったもの × 1 部
行政からの回答方法	■ ②がERIへ郵送で届く ■ ③が申請者又は代理者へ郵送で届く
行政からの回答書類	② の建設予定地に関する調査書＋添付図書 ※ ERIへ届く × 1 部 ③ の建設予定地に関する調査書発行通知書 ※申請者又は代理者へ届 × 1 部
備考	

三田市

●事前照会の方法

照会方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。　窓口　三田市　まちの再生部　都市政策室　審査指導課
事前照会等に必要な書類	① 建設予定地に関する調査依頼書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ※必ず調査依頼書右上の（申請先：　支店）欄に確認申請提出先支店名を記載してください。 ※①の添付図書 ・付近見取図・配置図 ・立面図 ② 建設予定地に関する調査書　（※記載不要＝行政が記載の上返送される）×　1 部 ※②の添付図書（報告をメールで受理する場合は添付不要） ・付近見取図・配置図 ・立面図 ③ 建設予定地に関する調査書発行通知書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ④ 特殊建築物等概要書（三田市建築基準法施行細則第2条で必要となる場合）　×　1 部 ⑤ 返信用封筒（ERI宛）　※切手を貼ったもの　※ERIで支給　×　1 部 ※②をメールで受理する場合は添付不要 ⑥ 返信用封筒（申請者用又は代理者宛）　※切手を貼ったもの　※申請者で用意　×　1 部 ※③をメールで受理する場合は添付不要
行政からの回答方法	■ ②がERIへ届く（郵送またはメール） ■ ③が申請者又は代理者へ届く（郵送またはメール） （調査依頼書提出の際に「※指定確認検査機関経由」を選んだ場合は、③がERI神戸支店にメールで届きます。 神戸支店以外にご申請の場合は、申請先支店に転送します。申請先支店にご確認ください。）
行政からの回答書類	② の建設予定地に関する調査書＋添付図書　×　1 部 ③ の建設予定地に関する調査書発行通知書　×　1 部 ※行政からの回答方法をご参照ください。
備考	

宝塚市

●事前照会の方法

照会(届出)方法	■ 申請者が直接行政へ**持参提出**下さい。 窓口 宝塚市役所都市整備部都市整備室開発指導課
事前照会等に必要な書類	① 開発構想届け(2ページ) (※太枠内は申請者が記載下さい)× 2 部 ※①の添付図書 http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1000144/1000383.html ・位置図 ・開発構想の概要を示す図書(配置図又は土地利用図計画図など) ・開発事業区域が、宅地造成規制区域内にあっては、土地の断面図 ② 返信用封筒 (ERI申請先支店宛) ※切手を貼ったもの × 1 部 ③ 返信用封筒 (申請者用又は代理者宛) ※切手を貼ったもの × 1 部
行政からの回答(通知)方法	■ ERIへ郵送で届く ■ 申請者又は代理者へ郵送で届く
行政からの回答(通知)書類	■ 開発事業区域に関する通知書+①の1部 × 1 部
備考	

西宮市

●事前照会の方法

照会方法	■　申請者が直接行政へ**電子申請**する。　　にしのみやスマート申請
事前照会等に必要な書類	①　建設予定地に関する調査依頼書　（※太枠内は申請者が記載）　×　1 部 ※①の添付図書 ・付近見取図・配置図 ・立面図
行政からの回答方法	■　申請者へ電子申請システムで届く
行政からの回答書類	①　建設予定地に関する調査依頼書　×　1 部 ②　建設予定地に関する調査書　×　1 部
備考	